

## 処 分 基 準

令和2年1月10日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の6第3項
処 分 の 概 要：教習用備付け銃に係る打刻命令
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の6第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第18条（打刻命令）
処 分 基 準： 銃番号が打刻されていない場合、銃番号が3桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。
問 合 せ 先：所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課092-641-4141、内3177
備 考：